

# 親世帯近居型など・定住促進支援制度



市外にお住まいの子世帯を市内に呼び戻しませんか！  
 若年世帯などの転入や定住促進などを目的に補助事業を行います。  
 若年世帯住宅取得補助金と空き家バンク住宅取得補助金は重複可能です。最大80万円補助します。  
 どちらの補助金も転入後6カ月が申請期限です。

## 若年世帯住宅取得補助金

貝塚市外に在住する若年世帯(全員が転入日で40歳未満)が、貝塚市内で住宅を取得する場合、その費用の一部を補助します。

※①と②の重複は不可

### ●補助金の概要

①親世帯近居型(対象：親世帯が市内在住のかた)  
 補助対象世帯の親世帯が5年以上継続して市内に在住している場合、**最大30万円**を補助します。

②U・I・Jターン型(対象：親世帯が市外在住のかたも可)  
 補助対象世帯が堺市を除く泉州地域以外から転入する場合、**最大30万円**を補助します。

### ●補助対象世帯の主な要件

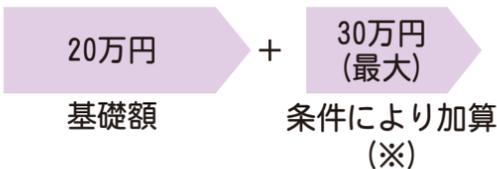
○世帯全員が市外に継続して1年以上居住している2人以上の世帯  
 ※平成29年10月1日以降に婚姻している夫婦は、いずれか一方が市外に継続して1年以上居住していればよい。

## 空き家バンク住宅取得補助金

若年世帯(全員が転入日または転居日に40歳未満)が、貝塚市の空き家バンクに登録されている住宅を取得する場合、その費用の一部を補助します。(対象：市内在住のかたも可)

### ●補助金の概要

本市の空き家バンクに登録されている築30年以上の住宅を、令和2年4月1日以降に取得している場合、**最大50万円**を補助します。  
 ただし、売買契約を締結した年の1月1日に30年が経過している住宅であること。令和2年12月31日までの売買契約は平成元年以前、令和3年1月1日～3年3月31日までの売買契約は平成2年以前に建築されている住宅が対象となります。



### ●補助対象世帯の主な要件

○世帯全員が40歳未満の2人以上の世帯  
 ※耐震改修工事を実施した場合、最大30万円を加算(耐震基準を満たさない昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を、本市耐震改修補助事業の対象となり改修工事を実施した場合)



空き家バンク制度については、市ホームページまたは左記QRコードからご覧ください。

【申請・問合せ先】  
 まちづくり課 ☎072-433-7214

## フラット35の特例

問合せ先 まちづくり課 ☎072-433-7214

定住促進支援制度の補助対象世帯が、住宅金融支援機構の「フラット35」を住宅ローンに利用する場合、一定の要件を満たせば、**当初5年間、借入金利がさらに0.25%引き下げられる**  
 【フラット35】子育て支援型または【フラット35】地域活性化型の適用が受けられます。  
 この利用をご検討のかたは、ご相談ください。

## 上限10万円補助

### 空き家バンク家財道具処分等事業補助制度の受付を開始

空き家バンクへの登録を完了した物件を所有するかたなどに対し、家財道具の処分などに必要な費用の一部を補助します。

詳しくは、お問合せください。

【対象】 空き家バンクの登録物件を所有するかた(法人や買主借主を除く)

【補助金額】 処分などに必要な費用の2分の1(上限10万円)

【申請締切】 売買または賃貸借に関する契約締結後30日以内(2親等以内のかたとの売買などを除く)

【申請・問合せ先】 まちづくり課 ☎072-433-7214

## あなたの住まいの地震対策は大丈夫？ ～4月から耐震関係補助金の申請受け付け開始～

地震は、いつどこで起こっても不思議ではありません。大地震から、ご自身と大切な人を守るため、「命を守る住まいの耐震化」を進めましょう。

詳しくは、お問合せください。



【対象】 昭和56年5月31日以前に建築された住宅など条件があります

【補助種類】 耐震診断補助・耐震設計補助・耐震改修補助

【申請締切】 12月28日(月)

【申請・問合せ先】  
 まちづくり課 ☎072-433-7214



## ハンセン病回復者と家族の人権

ハンセン病はらい菌という細菌による感染症ですが、感染力は非常に弱く、感染したとしても発病することは極めてまれです。万一発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

しかし、「患者を隔離することによってのみ社会が救われる」という誤った考えのもと、法律による強制的な隔離政策が、明治40(1907)年から平成8(1996)年「らい予防法」が廃止されるまでの間進められ、そのことが社会の偏見や差別意識を助長し、患者や回復者、家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。

強制的な隔離政策で人権を侵害されたとしてハンセン病療養所の入所者らが起こした「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」で、平成13(2001)年に原告の主張をほぼ認める判決が出され、平成21(2009)年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。そして昨年6月にはハンセン病回復者の家族が受けた差別について国の責任を認めた判決が言い渡されました。

しかしながら現在もなお、ハンセン病回復者や家族に対する差別はあります。差別のあるこの社会を構成するのは私たち一人ひとりです。どのように解決していくかを一人ひとりが考える必要があるのではないのでしょうか。

人権を「自分の問題」として見つめなおし、一人ひとりの人権が尊重される社会を共に築いていきましょう。

問合せ先 人権政策課 ☎072-433-7160